

平成 21 年 9 月 1 日

関係各位

更生会社 トミヤアパレル株式会社  
管財人 佐藤 順哉

企業再生に向けた事業譲渡について

トミヤアパレル株式会社（以下「更生会社」という。）に対する会社更生手続開始申立事件につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

当職が平成 21 年 3 月 31 日に管財人に就任して以降、従業員らとともに更生会社の事業継続に注力するとともに、スポンサー企業の選定を続けてまいりました。

今般、東京地方裁判所の許可を受けて、伊藤忠商事株式会社との間で、専門店・量販店の一部向けドレスシャツ製造販売事業（以下「本件事業」という。）について、計画外事業譲渡の方法で事業譲渡を行うことになり、海外 2 工場の運営法人の更生会社保有全株式等の譲渡を骨子とする資産譲渡契約を締結いたしましたのでお知らせします。

更生会社は、本件事業及び譲渡対象資産のほかに多くの事業（引き続き更生会社において継続する専門店・量販店、百貨店向けドレスシャツ製造販売事業、カジュアル事業等）及び資産を有しており、これらについても複数のスポンサー候補者、買受希望者との間で交渉を行っております。これまでと同様これらの事業の継続及び資産価値の維持に注力するとともに、スポンサー企業等の決定に向け鋭意努力してまいり所存ですので、今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上